

北陸信越運輸局報

第 420 号

平成26年10月14日（火曜日）
（毎月3回1・11・21日発行）

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 (025) 285-9000
FAX (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△登録運転者等に対する行政処分等の基準について	1～3ページ
	△タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について	4ページ
許認可等	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可	5ページ
	△一般貨物自動車運送事業の許可	5ページ
	△指定自動車整備事業の指定	5～7ページ
	△自動車分解整備事業の認証	7～8ページ
	△優良自動車整備事業者の認定	8ページ

○ 公 示

■ 公示第46号

登録運転者等に対する行政処分等の基準について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を別紙のとおり定めたので、公示する。

平成26年10月7日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

（別紙）

登録運転者等に対する行政処分等の基準について

1. 通則

- 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定とする。
また、これに至らないものは、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- 行政処分等を行う場合において、違反日から過去3年以内に同一の違反（別表に定める違反行為の事項が同一の違反をいう。以下同じ。）による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- 登録運転者等に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分等基準」という。）に基づき行うものとする。
- 累違反については、次により取扱うものとする。
 - 再違反の処分等基準が警告又は2年である違反事項の累違反については、再違反と同じ処分等基準とする。
 - ①以外は、再違反の2倍とする。

(5) 違反の内容が次に掲げる場合は、(3) 及び (4) の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として (3) 及び (4) の基準による再登録禁止期間の2倍を上回らないもの ((3) 及び (4) の基準による処分等基準が警告の場合には登録の取消し及び10日間の再登録禁止期間の決定) とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のあるものである場合

(6) 違反行為を防止するために相当の注意が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について (3) 及び (4) の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として、(3) 及び (4) の基準による再登録禁止期間の2分の1を下回らないものとする。

(7) 「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業者の監査方針及び旅客運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」(平成21年9月30日付け公示第54号)により設置されている「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」により、必要に応じて、本基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して処分等を行うものとする。

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 1. (3) により警告を行った登録運転者には、別表による違反点数を付すものとする。

(2) (1) により登録運転者に付した違反点数 (以下単に「違反点数」という。) は累計し、北陸信越運輸局において管理を行うものとする。

(3) 違反点数の累計期間は3年間とし、違反点数を付した日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

また、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について (平成26年10月7日付け公示第47号) (以下「受講命令発動基準」という。) に基づく講習の受講命令を受けた場合には、当該命令日以前の違反点数は消滅するものとする。

(4) 受講命令発動基準に基づく講習の受講命令の発動により、当該命令に係る登録運転者が、当該命令の行った日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合には、3. (1) の登録の取消し及び3. (2) の再登録禁止期間 (10日間) の決定を行うものとする。この場合、(3) の規定にかかわらず、当該登録の取消し及び再登録禁止期間の決定をもって、累計された違反点数は消滅するものとする。

3. 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定

(1) 登録の取消し

① 登録の取消しは、別表の違反行為を行った場合及び本基準に違反行為の事項がない場合であって、1. (7) に基づき登録の取消しを行うことを決定した場合に行うものとする。

ただし、別表の基準による処分等が警告の場合 (2. (4) の場合を除く。) には行わないものとする。

② 登録の取消しを行うときは、(2) の再登録禁止期間の決定を併せて行うものとする。

③ ①による登録の取消し前に登録の消除が行われた場合には、(2) の再登録禁止期間の決定のみを行うものとする。

(2) 再登録禁止期間の決定

① 再登録禁止期間の決定は、2年以内の期間を定めて行うものとする。

② 各違反事項の再登録の禁止期間は、1. (3) ~ (7) 及び2. (4) に基づいて決定するものとする。この場合、一の違反が2以上の違反事項に該当する場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間とし、2以上の違反がある場合は再登録禁止期間を合算したものとする。

附則

本公示は、平成27年10月1日以降の違反行為から適用する。

タクシー業務 適正化特別 措置法	違反行為		基準			
	適用条項	事 項	初違反		再違反	
			再登録禁止期間	違反点数	再登録禁止期間	違反点数
第9条第1項第1号	タクシー業務適正化特別措置法第8条	登録事項の変更等の届出	警告	1	警告	2
	タクシー業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	警告	1	警告	2
	タクシー業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等の禁止	40日		80日	
	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日		80日	
	タクシー業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日		80日	
	道路運送法第4条第1項	無許可経営	60日		120日	
	道路運送法第9条の3第1、3項及び道路運送法第10条	不当運賃收受等	20日		40日	
	道路運送法第13条	運送引受義務違反等	30日		60日	
	道路運送法第14条	運送の順序違反	10日		20日	
	道路運送法第20条	営業区域外旅客運送違反(注2)	警告		2 警告	4
	道路運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の障害	20日		40日	
	道路運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争	20日		40日	
	道路運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	20日		40日	
	道路運送法第43条第1項	無許可経営	60日		120日	
	道路運送法第78条第1項	無許可有償運送	30日		60日	
第9条第1項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告		2 警告	4
	旅客自動車運送事業運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	警告		2 警告	4
	旅客自動車運送事業運輸規則第49条第1項	1 事故の場合の措置義務違反 2 事故の場合の死傷者の措置義務違反	30日 1年		60日 2年	
	旅客自動車運送事業運輸規則第49条第2項	乗務員の禁止行為違反	警告		2 警告	4
	旅客自動車運送事業運輸規則第50条第1項、第6～8項	運転者の遵守事項違反	警告		2 警告	4
第9条第1項	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第2号	受講命令に係る講習未受講(注3)	60日		120日	
第9条第1項第3号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第3号	重大事故の惹起(注4) 1 自動車事故報告規則第2条1号に規定する事故を引き起こしたとき 2 自動車事故報告規則第2条3号に規定する事故を引き起こしたとき(注5) I 死亡事故 ① 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ② 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 II 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号に掲げる傷害を生じたもの) ① 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ② 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 III 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号に掲げる傷害を生じたもの) ① 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ② 当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 3 運転者の装置の不適切な操作により、自動車事故報告規則第2条7号に規定する事故を引き起こしたとき	警告 1年 警告 警告 警告 警告		3 警告 2年 4 1年 4 1年 3 120日 2 警告 2 警告	6 6 4 4
		悪質違反 酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反(ひき逃げ) 無免許運転	2年		2年	
		大幅な最高速度違反行為 ① 速度超過50km以上 ② 速度超過30(高速40)km以上50km未満 最高速度違反(速度超過30(高速40)km未満)	警告 警告 警告		4 1年 3 90日 2 警告	4
第9条第1項第4号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号	駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することが出来ない状態にする行為	警告		1 警告	2
		殺人、強盗、強姦、強制わいせつ等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為	2年		2年	
		傷害、暴行、脅迫等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為	1年		2年	
		銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法の罪を構成する行為	1年		2年	
		窃盗、横領等刑法上財産に対する罪を構成する行為	180日		360日	
		軽犯罪法(悪質な客引き等)の罪を構成する行為	20日		40日	
		特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を不当に收受する行為	20日		40日	
第9条第1項第5号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第5号	不正手段による登録	60日		120日	

注1. 表中(※)が付されている日数は、当該事項の違反により道路交通法上の運転免許の効力の停止等の処分を受けていると認められる場合には合算しないものとする。
 注2. 「営業区域外旅客運送違反」については、運送の引き受けが営業所に於いて行われた場合には適用しない。
 注3. 「受講命令に係る講習未受講」とは、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」(平成26年10月7日付け公示第47号)に基づき、タクシー事業者にはし期限を定めてその雇用する登録運転者に講習を受けさせる旨の命令を発動した場合に、当該登録運転者が当該命令に係る講習を受講しない場合をいう。
 注4. 1～3中「事故を引き起こしたとき」とは、登録運転者が当該事故のいづゆる第一当事者と推定された場合をいう。
 注5. 1～3中、「当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外」とは、当該事故について、道路交通法上、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合以外における点数が付加されたと認められる場合をいう。

■ 公示第 4 7 号

タクシー業務適正化特別措置法第 1 8 条の 2 の規定に基づく講習の
受講命令の発動基準について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4 5 年法律第 7 5 号）第 1 8 条の 2 の規定に基づき、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受けさせる旨の命令（以下「講習の受講命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 6 年 1 0 月 7 日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

記

1. 講習の受講命令の発動基準

- (1) タクシー業務適正化特別措置法第 1 8 条の 2 の「その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるもの」とは、雇用する登録運転者の「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（平成 2 6 年 1 0 月 7 日付け公示第 4 6 号）により付された違反点数の累計が 7 点以上となった場合（本基準による受講命令の発動に係る登録運転者が、受講命令の発動を受けた日から 3 年以内に違反点数の累計が 7 点以上となった場合を除く。）をいう。
- (2) 講習の受講命令は、(1) に該当した場合に行うものとする。

2. 講習の受講命令及び講習の実施方法

- (1) 講習の受講命令は、1. (1) に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者を管轄する運輸支局に呼び出し、受けさせるべき講習及び当該講習の実施機関を示し行うものとする。
- (2) 講習の受講期限は、命令の日から 3 月以内とする。
- (3) 1. (1) に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者は、2. (2) の期間内に講習の受講命令の実施状況（運転者の退職等により講習を受講させることができない場合を含む。）を北陸信越運輸局長に報告することとし、当該報告が行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

附 則

本公示は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

○ 許 認 可 等

■ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可（自動車交通部）

申請者の氏名及び名称	株式会社高浜タクシー
運賃ブロック	石川県石川地区
事案公示日及び公示番号	平成26年10月2日付公示第458号
認可日及び認可番号	平成24年7月30日付北信交旅第287号
認可の概要	事案番号26旅第9号のとおり

■ 一般貨物自動車運送事業の許可（自動車交通部）

申 請 者	株式会社 木村建材 代表取締役 木村 孝成 新潟県五泉市橋田1425番地2
許可年月日	平成26年9月2日

■ 指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20214号
指定年月日	平成26年10月1日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 長野支店
事業場の所在地	長野県長野市大橋南二丁目3番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第20215号
指定年月日	平成26年10月1日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 松本支店
事業場の所在地	長野県松本市鎌田二丁目8番6号
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第20216号
指定年月日	平成26年10月1日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社

事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 佐久支店
事業場の所在地	長野県佐久市根々井字才の神15の20番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 20217 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 飯田支店
事業場の所在地	長野県飯田市上郷飯沼1419番地2
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 20218 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 上田支店
事業場の所在地	長野県上田市岩下字岩谷堂165番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 20219 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 諏訪支店
事業場の所在地	長野県諏訪市大字中州字正神田567番8
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 20220 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 伊那支店
事業場の所在地	長野県伊那市西春近字下小出前5516番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし

指定の条件	なし
指定番号	北信指第 20221 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	長野いすゞ自動車株式会社
事業場の名称	長野いすゞ自動車株式会社 木曾営業所
事業場の所在地	長野県木曾郡南木曾町読書 3 4 6 4 番地 1
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 30119 号
指定年月日	平成 26 年 10 月 6 日
事業者名	株式会社ファーレン富山
事業場の名称	株式会社ファーレン富山 高岡店
事業場の所在地	富山県高岡市赤祖父 7 7 3 番地 3
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第 315 号
認証年月日	平成 26 年 9 月 25 日
事業者名	齋藤 進
事業場名	一無
事業場所在地	新潟県阿賀野市小浮 1218 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 383 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 1 日
事業者名	渡辺 淳一
事業場名	CAR-RIO
事業場所在地	長野県飯田市中村 1518 番地 5
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽

	【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
認証番号	石認証第 354 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 2 日
事業者名	株式会社ホンダ四輪販売北陸
事業場名	ホンダカーズ北陸白山村井店
事業場所在地	石川県白山市村井町 666 番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■優良自動車整備事業者の認定（自動車技術安全部）

認証番号	北信認車 2 第 1010 号
認証年月日	平成 26 年 9 月 1 日
事業者名	有限会社 宮西钣金塗装
事業場名	有限会社 宮西钣金塗装
事業場所在地	石川県七尾市万行町 20 部 22 番
認定の種類	特殊整備工場〔車体整備作業（二種）〕

認証番号	北信認車 1 第 1022 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 6 日
事業者名	えちご上越農業協同組合
事業場名	えちご上越農業協同組合上越自動車钣金工場
事業場所在地	新潟県上越市板倉区稲増字下川原 185 番地 17
認定の種類	特殊整備工場〔車体整備作業（一種）〕